

登別市監査委員公表 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により実施した平成29年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により市長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年 2月23日

登別市監査委員 石 山 正 志

登別市監査委員 木 村 俊 子

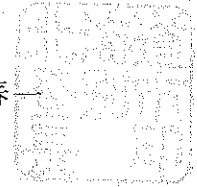
登 総 第 984 号

平成30年 2月 9日

登別市監査委員 石山 正志 様

登別市監査委員 木村 俊子 様

登別市長 小笠原 春一



平成29年度定期監査及び財政的援助団体等監査に係る是正・改善事項
について

平成30年1月30日付け登監89-1号で通知のあったこのことについて、
別紙のとおり提出します。

登教総第 543 号

平成30年2月8日

登別市監査委員 石山 正志 様

登別市監査委員 木村 俊子 様

登別市教育委員会

教育長 武 田



平成29年度定期監査及び財政援助団体等監査に係る是正・改善事項について（報告）

平成30年1月30日付け登監第89-2号で通知のありましたこのことについて次のとおり報告します。

記

1. 対象部局 教育委員会教育部総務グループ
 教育委員会教育部社会教育グループ
2. 提出書類 別紙のとおり

平成 29 年度定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>支出事務</p> <p>電話交換機賃貸借（再リース）において、契約書の賃貸借期間と仕様書の賃貸借期間が相違していた。</p> <p>今後はチェック体制の強化を図り、適正な契約事務を執行するよう努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【総務部総務グループ】</p>	<p>チェック体制の強化を図り、適正な契約事務に努める。</p>
<p>公の施設の指定管理者監査</p> <p>登別市市民活動センター</p> <p>平成 28 年度事業報告書の管理に係る経費の収支状況については、支出科目記載誤り、定例支払いの支払遅延等が散見された。</p> <p>所管グループは当該団体の収支状況や運営状況を常に把握するとともに、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、報告事項の内容確認等のチェック体制を強化し、適正な管理・運営がなされるよう指導を徹底されたい。</p> <p>また、当該団体は経理事務を明確に区分し、予算執行が遅延なく速やかに行われるよう施設の管理・運営に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【市民生活部市民協働グループ】</p>	<p>今回の指摘を受け、2月5日付けで指定管理者である特定非営利活動法人おにスポに対し、監査で指摘のあった事項については是正するよう指導したところである。</p> <p>なお、平成 28 年度事業報告書の支出科目記載誤りについては、現地監査後に修正がなされ、再提出があった。</p> <p>今後についても、当該団体の指定管理期間は残り2月余りであるが、適正に管理・運営がなされるよう指導していく。</p> <p>【指導事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市への事業報告書等への記載は正確に行うこと 2 定例支払い等支払遅延を生じさせないこと 3 月例報告書を提出する時に施設管理に係る預金通帳の写しを併せて提出すること
<p>支出事務</p> <p>旅費の支出を伴わない旅行については、登別市職員旅費支給規則により、旅行命令書別記様式第5号を使用しなければならないが、旅行命令書（国内）別記様式第1号を使用しているものが見受けられた。</p> <p>今後は登別市職員旅費支給規則を遵守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">【市民生活部税務グループ】</p>	<p>今後は決裁者それぞれが関連する規定を都度確認するとともに、必要に応じて関連する規定の写しを添付するなどして事務の遺漏が発生しないようにする。</p>

<p>現地監査 《クリンクルセンター》</p> <p>野犬掃討における麻酔銃の取扱いについては、銃砲刀剣類所持取締法、登別市麻酔銃管理規程において規定されているため、銃管理者は銃の保全状況を常に把握し、使用にあたる担当職員に対しても使用上の遵守事項について周知徹底し、適正な銃の取扱いに努められたい。</p> <p>【市民生活部環境対策グループ】</p>	<p>銃管理者による銃の保全状況の確認及び、担当職員への周知徹底を行っているところである。</p> <p>また、近年麻酔銃の使用実績が無いことから、今後の麻酔銃の所持について検討を行うこととしたい。</p>
<p>支出事務</p> <p>支出負担行為として整理する時期が遅延していた（平成 28 年度予備費充用）</p> <p>登別市財務会計規則第 81 条(支出負担行為の整理区分)の規定により、支出負担行為として整理する時期は定められているが、本件については事業終了後 5 ヶ月経過後に支出負担行為の起案をしていた。</p> <p>今後は一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>現地監査 《カルルス・サン・スポーツランド》</p> <p>カルルス・サン・スポーツランドについては、建物の窓が施錠されておらず、ウッドテラスの床が腐朽し陥没している状況が見受けられた。この状況が常態化した場合は、事故等が起りうる可能性があることから施設の安全管理に努められたい。</p> <p>【観光経済部観光振興グループ】</p>	<p>支出事務にあたっては、適正な時期に行うよう組織内でのチェック体制の強化を図る。</p> <p>建物の一部の窓が開放した状態となっていたため、速やかに施錠を行った。施設においても危険な箇所が認められることから、立ち入り禁止の表記とロープを張り、注意喚起した。</p>
<p>支出事務</p> <p>役務費（保険料）の決裁区分について</p> <p>登別市事務決裁規程では、保険料 30 万円以上の支出負担行為は部長専決となっているが、総括主幹決裁となっていた。</p> <p>今後は登別市事務決裁規程を遵守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>【都市整備部土木・公園グループ】</p>	<p>登別市事務決裁規程を確認し、適正な事務の執行に努める。</p>

<p>収入事務 収入原符の整理を適正に行うべきもの</p> <p>収入集計表（登別市財務会計規則第77条別記様式第41号）について、以下のような事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首標金額を訂正していた。 ・消込、検算欄の押印がなかった。 ・宛名が未記入であった。 <p>今後は登別市財務会計規則第4条（記載事項の訂正）に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【会計室】</p>	<p>収入事務における収入原符の整理については、登別市財務会計規則第4条等に基づき、関係担当者に速やかに改善を指導するとともに、決裁過程でのチェック体制を強化するなど適正な事務処理を行うよう徹底する。</p>
<p>支出事務 修繕料で購入したホームタンクの支出科目について</p> <p>ホームタンク修繕としていた業務について、その内容を確認するとホームタンクを設置する業務でありながら修繕料で支払いを行っていた。</p> <p>取付けたホームタンクは備品となるものであることから備品購入費が適当であると考える。今後はチェック体制の強化を図り、適正な事務執行となるよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会総務グループ】</p>	<p>ホームタンクの支出科目は、備品購入費で支払うこととし、今後はチェック体制の強化を図り適正な事務執行を行う。</p>
<p>業務委託契約・物品売買契約等 契約内容の精査について</p> <p>青少年会館委託契約書の管理業務仕様書は、使用の許可等について委託業務の範囲を越えた内容となっている。今後は関係法令等を遵守するとともに管理業務仕様書を見直し、適正な事務執行となるよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会社会教育グループ】</p>	<p>平成30年度の青少年会館管理業務委託について、関係法令等を遵守し、適正な事務執行となるよう管理業務仕様書の見直しを行う。</p>

全庁分

支出事務

《請求書に請求年月日がない場合の取扱いについて》

登別市財務会計規則第 89 条（請求書の要件）では、請求年月日をめいりょうに記載させなければならないと規定しているが、何らかの理由により請求年月日が空白で提出された場合、職員が記載するような事例が見受けられている。また、実際の請求日より後の日付を記入することにより、支払遅延を回避するような不適切な経理事務につながりかねない。

今後は請求書に請求年月日がないものについては、職員が記入するのではなく、相手方に日付が記載された請求書の再提出を求め、日付の記載のないものを受理しないようにすべきである。

《支出負担行為に関する事務について》

支出負担行為について、以下のような事例が散見された。

- ・支出負担行為書の添付書類として請求書が添付されていた。
- ・支出負担行為書の添付書類として内訳書等が添付されてなかった。

今後は登別市財務会計規則第 81 条別表第 2 表に基づき、「支出負担行為に必要な書類」を確認し、適正な事務の執行に努められたい。

【会計室】

支出事務における請求書に請求年月日がない場合の取扱いについては、相手方に日付が記載された請求書の再提出を求めるよう全庁掲示板により周知するとともに、研修等を通じて職員の指導を徹底する。

支出負担行為に関する事務については、登別市財務会計規則第 81 条別表第 2 表に基づき、「支出負担行為に必要な書類」を再確認し、必要な書類を添付するよう全庁掲示板により周知するとともに、適正な事務の執行を行うよう指導を徹底する。